

令和5年第5回総務企画常任委員会会議録

1. 日 時 令和5年12月6日(水)
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階 大委員会室
3. 議 題
- (1) 議案第2号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について
 - (2) 議案第3号 白井市行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (3) 議案第4号 白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (4) 議案第5号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (5) 議案第6号 白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (6) 議案第11号 令和5年度白井市一般会計補正予算(第9号)のうち総務企画常任委員会の所掌する科目について
 - (7) 議案第14号 令和5年度白井市一般会計補正予算(第10号)のうち総務企画常任委員会の所掌する科目について
 - (8) 閉会中の継続審査について
4. 出席委員 田 中 和 八 委 員 長・石 井 恵 子 副 委 員 長
岩 田 典 之 委 員・古 澤 由 紀 子 委 員
石 田 里 美 委 員・根 本 敦 子 委 員
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
- 執行部
- | | |
|---------|---------|
| 市 長 | 笠 井 喜久雄 |
| 総 務 部 長 | 松 丸 健 一 |
| 企画財政部長 | 津々木 哲 也 |
| 教 育 部 長 | 宗 政 隆 雄 |
| 総 務 課 長 | 齊 藤 祐 二 |
| 財 政 課 長 | 富 田 宏 美 |
| 建築宅地課長 | 戸 村 新一郎 |

7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 永 井 康 弘
係 長 今 井 好 美
主 事 金 子 直 史

委員長の挨拶

○永井康弘議会事務局長 おはようございます。定刻となりましたので、始めさせていただきます。まず、会議に先立ちまして、田中委員長より御挨拶をお願いいたします。

○田中和八委員長 皆さん、おはようございます。本日は、総務企画常任委員会が付託を受けました7議案に対して審議を行わせていただきます。活発な御意見、よろしくお願いをいたします。以上です。

○永井康弘議会事務局長 ありがとうございます。

市長の挨拶

○永井康弘議会事務局長 続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。本日から3日間にわたり、各常任委員会に付託をされました15議案をそれぞれの常任委員会において審議をいただくこととなりました。本日の総務企画常任委員会では、議案第2号から議案第6号、議案第11号のうち総務企画常任委員会が所掌する科目及び議案第14号のうち総務企画常任委員会が所掌する科目の7議案について審議をお願いするものでございます。

委員の皆様方には、深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。どうかよろしくお願いをいたします。

○永井康弘議会事務局長 ありがとうございます。笠井市長におかれましては、この後公務のため退席とさせていただきます。

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては、田中委員長をお願いいたします。

会議の経過

開会 午前10時00分

○田中和八委員長 ただいまの出席委員は6名でございます。

委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、総務企画常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

委員執行部の皆さんに申し上げます。発言の際は必ず挙手の上、委員長の指名に基づき行ってくだ

さい。

これから、日程に入ります。

(1) 議案第2号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について

○田中和八委員長 日程第1、議案第2号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑ございますでしょうか。根本委員。

○根本敦子委員 現行の白井市行政経営有識者会議と行政経営改革審議会を、白井市行政経営審議会に改める指針のことなんですけど、行政経営有識者会議をなくして何か不都合はないですか。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

今回、今委員からございましたとおり、行政経営有識者会議と行政経営改革審議会を統合しまして、新たに行政経営審議会というものをつくるということになりますけれども、行政経営有識者会議というのは、もともとは、行政経営指針をつくるということが大きな目的で設置された審議会でございます。指針自体はもう立ち上げておまして、第5次総合計画を下支えする大きな方向性を示すものということで、方針を策定しております。

今回、統合に至った理由ですけれども、これから行政経営指針の見直しを行っていくに当たりまして、大きな骨子の部分については、もともとは20年、30年先を見据えた指針ということで策定しておりますので、抜本的な見直しまでは行いませんで、その中にひもづきます目標数値でありますとか細かい取組事項について見直しをしていくということで考えておりますので、今回は、有識者会議ではなく、市民を入れました行政経営審議会というところで、改めて、その実際の事業、進捗状況なども含めまして審議をしていただくということで統合したものでございます。

ですので、行政経営有識者会議そのものをなくしたとしても、市としては支障があるものとは考えておりません。

以上です。

○田中和八委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 白井市の行政経営に関しましては、従来改革ということにかなり力を注いできたと思います。今回、白井市行政経営改革審議会の改革が取れたわけですけれども、その点についてはどのように考えておられるでしょうか。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

行政経営有識者会議で策定いたしました行政経営指針に基づきまして、現在も行政経営改革実施計

画を策定して取り組んでおります。新しい行政経営審議会におきましても、所掌事務の中には、行政経営改革に関する計画の策定、推進等に関する事項について調査審議するというので、改革という部分は根底にはもちろんございますので、引き続き、改革というものは大きな柱として取り組んでいくものと考えております。

以上です。

○田中和八委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 今の説明からしますと、白井市行政経営審議会と、それから今までもあります行政経営戦略会議でしたか、市長をはじめとする行政経営戦略会議、その関係性というのは変わらないということでしょうか。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 戦略会議は市の内部の政策等を決定する最高の会議となっております。今回の審議会、あくまでも今回、条例で提案させていただいておりますのは審議会ということで、市長の諮問に応じて答申をするような組織になりますので、関係性については、これまでと変わらないということになります。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑、石田委員。

○石田里美委員 それでは、その改革を進めていく中で、8人以内という設定をされておりますが、その役割はどのようになっていますでしょうか。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 現行の行政経営有識者会議につきましては、5人以内ということで、全て学識経験の方でございました。また、行政経営改革審議会については、8人以内ということで、学識と市民の方が入っております。現在の構成は、学識が3名、市民が5名ということになっておりまして、新しく立ち上げます白井市行政経営審議会につきましては、同じく8人以内ということで、構成につきましても学識と市民ということになっております。ただ、この人数配分等についてはこれから検討していくこととなりますけれども、行政経営有識者会議の流れを組んでいる部分もございますので、市民と学識の割合については、これから少しその辺も踏まえて考えていきたいというところでございます。

○田中和八委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○田中和八委員長 ありがとうございます。起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第2号は原案のとおり可決されました。

(2) 議案第3号 白井市行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○田中和八委員長 日程第2、議案第3号 白井市行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑ございますか。根本委員。

○根本敦子委員 特定の個人を識別するための番号というのは、マイナンバーカードのことでしょうか。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 マイナンバーカードではなくてマイナンバーそのものになります。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。根本委員。

○根本敦子委員 厚労省が出しているマイナンバー法等の一部改正法というのものもあるんですけど、その中に6つほどあるんですけど、その中の3番目、マイナンバーカードと健康保険証の一体化というのがあるんです。このマイナンバーと保険証の一体化というのは、今後その保険証を廃止するということと、今回のマイナンバーことと関係がありますか。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 今、委員がお話いただいたのは、マイナンバー法等の一部改正法案の概要ということで示されているものだと思います。法律の中では、こういった部分も触れられておりますけ

れども、今回、市が提案させていただいている条例改正につきましては、そういった部分ではなくて、法律の中での用語の新たな定義であるとか、法律の中で規定されている表が統合されたことなどを受けまして、条例上の新たな用語の定義づけ、それからそれに伴う条文の改正等を行っておりますので、委員の御指摘いただいた部分につきましては、直接は関連しないところでございます。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。根本委員。

○根本敦子委員 別表2が消えるということで、こんな名前が変わったということなんですけど、それで何が変わるんですか。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

法律のほうの別表が統合されたということで、もともとの大元でお話しさせていただきますと、法律の中で、いろいろとマイナンバーの番号を利用してできる事務の、少しちょっと確認させていただきます。

失礼いたしました。行政事務を処理すると、事務が規定をされております。似たような事務でも、法律に規定をされていないと、今まではマイナンバーを利用することができなかつたんですけども、今回法律のほうで改正されまして、総務省令、総務省、デジタル庁になりますけども、そちらが省令を出すことで、マイナンバーを利用することができる事務が規定することができるというところが法律の改正の部分になりますので、市は、それに基づいて、今回条例の改正を要望させていただいたということになります。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。石井副委員長。

○石井恵子副委員長 マイナンバーカードは作る、作らないは皆さんの自由だから、これはカード自体の話ではなくて、今回はマイナンバー、一人一人に番号がつけられている、そのマイナンバーを使ってという話だと思いますが、現在でもマイナンバー自体を使った事務というのは幾つもあると思います。主立ったものだけで結構ですから、ちょっとお尋ねします。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 今回の条例改正の部分という、条例の中で別表でいろいろ規定をされておまして、幾つか例を挙げさせていただきますと、子ども医療費の助成事務、それから重度心身医療費の助成、就学困難児童援助、独り親家庭等の医療費助成などで、マイナンバーを活用させていただいております。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○田中和八委員長 承知しました。起立多数です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第3号は原案のとおり可決されました。

(3) 議案第4号 白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○田中和八委員長 日程第3、議案第4号 白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑ございますか。根本委員。

○根本敦子委員 学校評議員が年額2万から、学校運営協議会委員が1万に変わったということなんですけど、これはどう変わるのかということと、人数はどれぐらいですか。

○田中和八委員長 宗政教育部長。

○宗政隆雄教育部長 お答えします。

まず、学校運営協議会の委員は15名以内ということになります。ちなみに、学校評議員は3名でございました。

それから、2万円と1万円というお話でしたので、学校運営協議会の年間の開催が4回を予定しております。報酬としまして1万円ということで考えております。学校評議員のほうは、回数の方は決まっておりました。各学校ごとに活動している中で、平均すると七、八回の活動であったと聞いております。そこで年間2万円ということでしたので、そのような違いというか、状況でございます。

以上です。

○田中和八委員長 根本委員。

○根本敦子委員 評議員と運営協議会と変わること、何か役割が変わるのでしょうか。

○田中和八委員長 宗政教育部長。

○宗政隆雄教育部長 お答えします。

学校評議員制度と学校運営協議会制度の違いについて、お答えします。

学校評議員制度としては、学校外の人物から日頃の教育活動を見てもらい、情報共有や意見をもらって、校長が学校経営の参考にしていくものでございます。

学校運営協議会制度では、学校教育の視点を地域に広げ、その地域でどのような子どもたちを育てたいのか、何を実現していくのかを学校と一緒に実現していこうとするものです。その違いがでございます。

以上です。

○田中和八委員長 根本委員。

○根本敦子委員 今話題になっているコミュニティスクールと関係があるのでしょうか。

○田中和八委員長 宗政教育部長。

○宗政隆雄教育部長 お答えします。

コミュニティスクール等というところで御説明させていただきます。

コミュニティスクールとは、学校運営協議会を設置した学校、または学校運営協議会制度のことを言います。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。石田委員。

○石田里美委員 ただいまの補足ですけど、学校委員会、今後各小中学校にどう移行していく予定ですか。

○田中和八委員長 宗政教育部長。

○宗政隆雄教育部長 お答えします。

令和6年度に、桜台小中学校で先行導入を考えております。令和7年度から全学校で実施する予定でございます。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑は。根本委員。

○根本敦子委員 現在あるPTAとか防犯ボランティアの方との関係は、どうなるのでしょうか。

○田中和八委員長 宗政教育部長。

○宗政隆雄教育部長 お答えします。

現在の防犯ボランティア、PTAの方々との関係ということなんですが、まず、この学校運営委員としまして選出されることもございます。それらの方も。それから、地域の方々と一緒に活動を子どもたちもしていくということになる中で、防犯ボランティアの方々やPTAの活動をされている方々

と一緒に子どもたち、学校が活動することも考えられます。それは、運営協議会の中で活動を決定する中で、そのような内容になってくる可能性はあると認識しております。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。岩田委員。

○岩田典之委員 何点か質疑をさせていただきます。

初めに、この学校運営協議会は、具体的にどのような協議をするのでしょうか。

○田中和八委員長 宗政教育部長。

○宗政隆雄教育部長 お答えします。

ちょっと説明を兼ねながらお話ししてもよろしいでしょうか。

まず、コミュニティスクール学校運営協議会制度を行う必要性について述べながら、内容についてお話ししたいと思います。

現在、学校では、子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題の複雑化、多様化に伴って、学校だけでそれを進めていくことが難しくなっております。そこで、その解決に向けて、地域の学校が一体となり、社会総がかりで教育を実現していく、地域とともにある学校へと転換していくことが必要となっています。そのためには、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという学校としての目標やビジョンを地域住民等と共有することが重要となります。これらを共有するためには話し合いが必要であり、その話し合いによって、子どもたちに関わる、より多くの方の意見を聞くことができます。この話し合いを行う場が学校運営協議会であり、この学校運営協議会を設置した学校がコミュニティスクールということになります。

そして、具体的には、どのような話し合いというか内容を進めていくかということですが、3つありまして、1つは、地域の子どもたちを育てるという観点で、学校運営の基本方針を承認するという役割。それから2つ目として、学校運営について、校長に意見やアドバイスを言える。3つ目として、教員の人事配置について教育委員会に意見を述べるができるという役割、3つがございまして、それらを話し合うということ、それらを役割としてできるということ。それから、先ほどから言っております、地域の中で、どのように子どもたちを育てていくか、そのためにどのような活動をしていくかというのを委員の中で話し合って決めていくというような活動というものができるところでございます。

以上です。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 評議員制度と違って協議会ですから、話し合っで一応の結論といいますか決定をすることですけども、この協議会で決まったことは、権限といいますか、決まったことに拘束力はあるのでしょうか。

○田中和八委員長 宗政教育部長。

○宗政隆雄教育部長 お答えします。

拘束力については、最終的には学校長の責任ということになります。

以上です。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 ある程度の権限が与えられ、見方によっても違いますけども、ある程度拘束力はあると捉えているんですけども、この協議会で決まったことを学校はどのように反映していくんでしょうか。

○田中和八委員長 宗政教育部長。

○宗政隆雄教育部長 お答えします。

具体的な活動を進めるに当たって、先ほども申したとおり、最終的に学校長がそれを受けて、そして校長の責任の下で活動していくというところになるかと思えます。どんなことをするかという部分で言いますと、例えば、各学校で、地域の方々から、学校では子どもたちがいろいろな活動上お世話になっている部分があります。例えば昔遊びを教えていただいたりとか、読み聞かせボランティア等をしていただく、低学年のまち探検の安全を見守っていただいたりというようなこと、それから、伝統芸能の学習をしたり職業体験などをしてというふうにして、地域の方々にお世話になっております。それらのものをさらに深めるといふか、あるいはそれらのものを発展させていきたいと思います。そのような話合いになってそのように決まった場合には、それを今度、コミュニティスクールのほうで、活動の中心として進めていっていただくというような、そういう流れになっていくかと思えます。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 ちょっとさっきの話に戻りますけれども、その協議会、15名以内の協議会の人、地域の人、一緒にいろんな問題、課題とかいろんな学校の運営について話合いですんですけども、その協議会の中に、校長あるいは教頭も加わって一緒に協議はするんでしょうか。

○田中和八委員長 宗政教育部長。

○宗政隆雄教育部長 お答えします。

この委員選考につきましては、校長、教頭も入ることはできます。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 できますということは、その中には、校長、教頭、加わらないということもあるかもしれませんが、決まったことは、つまり、評議員と違って運営協議会ですから、これからどのように学校を運営していくかということ話し合う大事な協議の場ですよね。ある意味では、これは責任がある協議会だと思うんです。当然それに校長教頭が加わらないというのはいかがなものかと思うんですけども、最終的には校長の責任によって運営はするんでしょうけども、なぜ加わっても加わらなくてもいいと、その協議会に。その決まったことは、一応意見等は聞くけども、最終的に校長の判断になってくる、ちょっと曖昧だと思うので、再度説明願えますか。

○田中和八委員長 宗政教育部長。

○宗政隆雄教育部長 お答えします。

私が先ほど言った校長、教頭も含まれるという言い方は、ちょっと説明が不足しておりました。学校長は当然入ります。コミュニティスクールを設置している学校長は、当然その中に入ります。その上で、他の委員の中に、例えば地域のほかの学校の校長や教頭が入ることもできるという意味で、説明が、すいません、不足しておりました、学校長は必ずその中に入っております。

以上です。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 私は以前から、評議員よりも学校運営協議会のほうが良いとずっと思っていて、早くなれないかと思っていたんですけども、最後に1点だけ、報酬なんですけども、年4回ですよ。年額1万円。これは責任が多いんです、これからどういう学校にしていくかという。ほかの審議会の、審議会というか委員会の委員と比べると、かなり責任の重さに対して非常に少ないと思うんです。この報酬の、1万円の根拠といますか、なぜほかの委員とか審議会の委員と比べて、これはちょっと少ないんですか。その辺の一番の根拠を教えてくださいんですけど。

○田中和八委員長 宗政教育部長。

○宗政隆雄教育部長 お答えします。

先ほどちょっと触れたあれですが、年4回、一応、1回につき2時間ぐらいと考えております。それで、年4回で報酬が1万円。

1回につき、分けると2,500円の4回ということになるかと思えます。それが1つの理由ではありません。

それと、近隣他市町の、同じようにこの運営協議会の報酬について確認をしたところ、6,000円から1万円ぐらいが多いと伺っております。

以上です。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 ちょっとしつこくなつて申し訳ないんですけども、ちなみに、いろんな行政の附属機関といますか、審議会とか委員会がありますよね。ちなみに、そちらのほうの委員のいろんなあれが、専門職は別として、一般的な審議会とか委員会の報酬というのは、1日当たり幾らですか。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

一般的な審議会の報酬につきましては、委員長、会長が7,300円、普通の委員が6,600円でございます。

以上です。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 今総務課長が言った金額で、先ほど運営協議会、大体2時間程度ということですが、ほかの審議会、委員会も2時間、あるいはそれよりもかなり短い場合もありますし長い場合もありますけども、私がさっき言ったのは、審議会とか委員会の一日の報酬と比べて、あまりにも少な過ぎるんじゃないかと。ただ、ほかと比べてとさっきありましたけれども、そういうほかの審議会や委員会を委員の報酬と比べてあまりにも少な過ぎるので、なぜこのようになったのかということを知りたいんですけども、それをこれ以上聞いても無駄なんですか。一応確認だけしておきたいと思う。

○田中和八委員長 お答えはいいですか。

○岩田典之委員 確認だけ。考え方を。

○田中和八委員長 宗政教育部長。

○宗政隆雄教育部長 お答えします。

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、年4回の活動の中で報酬1万円ということで考えているということでございます。

以上です。

○岩田典之委員 結構です。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。古澤委員。

○古澤由紀子委員 学校評議員制度のほうが、評議員の方の御意見を受け取って、それを校長先生が参考になされるという制度ですよね。それに対しまして、学校運営協議会のほうは、協議した内容をその地域の学校の運営方針にしていく、参考にしていくということですが、これは重さは大分違うと思うんです。運営委員になった方の世界観とか教育観とかいろいろ出てくると思うんです。それによって方向が変わってくるとなると、非常に有用なことだろうと考えています。人選ということになりますけれども、これはどのように考えていらっしゃる、そのようになされることになっているのかお伺いします。

○田中和八委員長 宗政教育部長。

○宗政隆雄教育部長 お答えします。

人選ということでの御質問ですので、まず、地域住民の方々から選出をします。選出は学校長がすることになります。そして、それを市の教育委員会のほうに校長から申出をしまして、市の教育委員会が任命をするという流れになっております。

以上です。

○田中和八委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 教育委員会は、ちょっと戻ります。選ばれた方たちが協議をして一定の方向を出してきて、それを最終的に校長先生の責任で運営していくということですが、やはり今、一番最初に教育部長から説明がありましたように、学校だけでは行き詰まって解決できない問題が多岐にわたってあって、それでコミュニティスクールという方向性が出てきたということですが、今

まで、戦後日本の教育を考えてみますと、非常に理念的な教育が多かったと思うんです。それをどんどんどんどん純化していったところに、名実まではありませんけれども、改善して、難しい問題も出てくると。それに対応しなければならないという局面であろうと思います。そのときに、進歩主義みたいな形で、よくしよう、よくしようとする方向に持っていく傾向が日本にはありまして、それを打破するような形で意見を述べられる方がいないと、同じ結果になるのかと考えています。その辺に関して、教育委員会のほうは任命権があると、先ほど、任命だけで終わるのか、それとも少しはかかわっていらっしゃる、私は教育委員会に対して信頼を持っていますので、その辺の調整というんでしょうか、本来であれば、コミュニティスクールですから、純粹に地域の方たちの御意見を伺って、校長先生がそれを調整していけばよろしいでしょうけれども、今私が申し上げたような懸念というのがなきにしもあらずだと思いますので、教育委員会、その場合、どういう働きをされていくのかという点を伺いたいと思います。

○田中和八委員長 宗政教育部長。

○宗政隆雄教育部長 答えします。

人選においての教育委員会の役割ということかと思えます。今、議員のほうからおっしゃられたように、地域のいろいろな方々の中から、やはり地域の中で子どもたちを育てる上で、そういう教育に対して関心が高く、あるいは協力していろいろなことを活動してくださる、そういったような方々の人選にもなってくるかと思えます。それらを人選していくのは校長になってくるとは思うんですけども、そのところで、教育委員会のほうからは、校長に対して、そういった意味合いも含めて、グローバルな人選をというか、そういう人選の仕方について、指導、助言をしていきたいと考えております。

以上です。

○田中和八委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 評議員の方たちをお話などさせていただいておりますと、大変人格のある方で温和で穏やかな方たちが多いと思えます。ただ、今行き詰まっているところというのは、従来の価値だけではなくて、それを突き破るようなところも必要になってくると思うんです。だから、グローバルな人選をするとおっしゃっていましたが、どういう視点をされた方をというような、人選の視点、それもある程度あるんでしょうか。

○田中和八委員長 宗政教育部長。

○宗政隆雄教育部長 答えします。

人選の在り方についての、さらに深い部分というところのお話かとは思います。まず、教育委員会としましても、学校は実際には活動を今もしているわけで、今活動している中で、より地域の方々にも一緒になって考えてもらったり入ってもらったりというような、そういう活動を進めていきたいと思っております。

よって、現時点で、やはり教育活動を展開している中でのいろいろな関わってくださっている方々

も含めて、そのような方々を選出していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。岩田委員。

○岩田典之委員 1点だけ確認をしておきたいと思います。人選ですけれども、一般公募はするんでしょうか。

○田中和八委員長 宗政教育部長。

○宗政隆雄教育部長 お答えします。

一般公募はしない予定でございます。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○田中和八委員長 ありがとうございます。起立多数です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第4号は原案のとおり可決されました。

(4) 議案第5号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○田中和八委員長 日程第4、議案第5号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑ございますか。根本委員。

○根本敦子委員 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当と、現行の名前を、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当と名前を変えたんですけれども、その内容について教えてください。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 それでは、お答えいたします。

今回、用語の改正ということで提案させていただいておりますけれども、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいて規定している手当なんですけれども、こちらの特別措置法のほうが改正をされまして、これまで、緊急事態宣言であるとか、まん延防止等重点措置が出されたときでないという手当が支給できなかったところなんですけれども、こちらのほうの内容が変わりまして、政府のほうで、政府の対策本部ができたところからこういった対応ができるようになったということで、名称のほうも、緊急という字が取れたような形で、今回改正のほう、名称が変わっております。

以上でございます。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○田中和八委員長 ありがとうございます。起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第5号は原案のとおり可決されました。

(5) 議案第6号 白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○田中和八委員長 日程第5、議案第6号 白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑ございますか。根本委員。

○根本敦子委員 今までパート採用会計年度任用職員には勤勉手当がなくて、それをつくることになったということなんですけど、その理由を教えてください。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

今回、地方自治法の改正がございまして、これまで、法律の上でも期末手当は支給ができたところですが、勤勉手当につきましては今まで支給ができていなかった、法令上できなかつたところが、法律改正により今回勤勉手当が支給できるようになったということで、今回、条例の改正を提案させていただいたところでございます。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。根本委員。

○根本敦子委員 現行の16条のフルタイム会計年度任用職員というのを、フルタイムを抜いたのはどういうわけですか。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

16条の第3項の改正の部分でございすけれども、この部分については、期末手当、これまでも支給しておりますが、6月の期末手当を支給するときの期間率を計算するに当たりまして、これまではフルタイム会計年度任用職員が3月まで働いていて引き続き6月まで働いていた場合は、期間率をフルとして見るのができたんですけれども、これまでの条文のほうの中では、パートタイム会計年度任用職員、3月までパートタイムだった方が、4月からフルタイムになって期末手当を受給するとき、その分のパートタイムの期間が含むことができなかつたものですから、今回、改正をさせていただきまして、パートタイムだった方がフルタイムになっても、期間率のほうは、その分を見て期末手当を支給できるようにするというので改正をさせていただいたものでございます。

ただ、実態といたしましては、市には、フルタイム会計年度任用職員というのが今現在おりませんので、影響は特にないところでございます。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。岩田委員。

○岩田典之委員 フルタイムの職員がいないということですが、そうしますと、パートタイム、週に15.何時間、予定される対象者というのは何人でしょうか。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 令和5年度時点で241人でございます。

以上です。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 241人の方が、今回から勤勉手当が支給されること、よかつたと思います。そうしますと、大体でいいんですけども、およそ1人当たり、勤勉手当だけです、勤勉手当だけが1人当たりどのくらいで、総額で幾らぐらい予定しているのでしょうか。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 1人当たりですと、大体10万前後ぐらいになるかと思います。年額ですと、年2回ございますので、合計で約5,000万弱程度になろうかと思います。

以上です。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 私の見識が違うのか、勤勉手当は期末手当と違いますよね。含むんでしたっけ。違いますよね。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 期末手当とは別に勤勉手当というものが支給されることになります。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 分かりました。

そうしますと、勤勉手当だけで、大体1人当たり20万円ぐらいの支給ということで、確認、よろしいですね。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 年間2回で、大体それぐらいの金額になろうかと思います。

○岩田典之委員 了解。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○田中和八委員長 ありがとうございます。起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第6号は原案のとおり可決されました。

(6) 議案第11号 令和5年度白井市一般会計補正予算(第9号)のうち総務企画常任委員会の所掌

する科目について白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○田中和八委員長 日程第6、議案第11号 令和5年度白井市一般会計補正予算（第9号）のうち総務企画常任委員会の所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑については、歳出からページ順に一問一答形式でお願いをいたします。

最初に、歳出について質疑を行います。

12ページ、2款1項一般管理費について質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 13ページから14ページ、3款1項7目介護保険特別会計保険事業勘定への繰り出しに要する経費について質疑はありますか。根本委員。

○根本敦子委員 介護保険特別会計事業勘定への繰り出しが27万あります。介護保険の予備費が500万残っているんです。どうして、その予備費から出さないで一般会計のほうから出すのかというのを聞きたいです。

○田中和八委員長 富田財政課長。

○富田宏美財政課長 お答えさせていただきます。

今回、介護保険特別会計の補正予算におきまして、保険給付費のほうが増額となっております。この保険給付費については、政令の規定によりまして、国、県、市の負担割合等が定められておりますので、市の一般会計の負担分を今回繰り出すために補正予算を計上させていただいているものです。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。いいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 次に、歳入について質疑を行います。

11ページ、20款繰越金について質疑ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 同じく11ページ、22款市債について質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 次に、総務企画常任委員会が所掌する地方債補正について質疑を行います。

7ページをお開けください。

7ページ、小学校施設改修等事業について質疑ありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○田中和八委員長 ありがとうございます。起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第11号は原案のとおり可決されました。

(7) 議案第14号 令和5年度白井市一般会計補正予算（第10号）のうち総務企画常任委員会の所掌する科目について

○田中和八委員長 日程第7、議案第14号 令和5年度白井市一般会計補正予算（第10号）のうち総務企画常任委員会の所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

最初に、歳出について質疑を行います。

8ページを御覧ください。3款1項6目国民健康保険特別会計事業勘定への繰り出しに要する経費について質疑ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 次に、歳入について質疑を行います。

7ページ、20款繰越金について質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○田中和八委員長 起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第14号は原案のとおり可決されました。

(8) 閉会中の継続審査について

○田中和八委員長 日程第8、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

当常任委員会に係る所管事項につきましては、閉会中の継続審査の申出を行いたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○田中和八委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。よって、総務企画常任委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでございました。

閉会 午前10時58分